

京丹後市災害廃棄物処理計画 (案)

令和 年 月

京丹後市

目 次

第1章 総 則	・ ・ ・ ・ ・
第1節 災害廃棄物処理計画の概要	・ ・ ・ ・ ・
第2章 基本的事項	・ ・ ・ ・ ・
第1節 基本方針	・ ・ ・ ・ ・
第2節 組織・体制	・ ・ ・ ・ ・
第3節 情報収集及び共有	・ ・ ・ ・ ・
第4節 協力・支援体制	・ ・ ・ ・ ・
第5節 住民等への啓発・広報	・ ・ ・ ・ ・
第3章 災害廃棄物処理	・ ・ ・ ・ ・
第1節 災害廃棄物の処理	・ ・ ・ ・ ・
第2節 処理主体	・ ・ ・ ・ ・
第3節 集積場・仮置場	・ ・ ・ ・ ・
第4節 収集運搬	・ ・ ・ ・ ・
第5節 し尿処理	・ ・ ・ ・ ・
第4章 選別・分別	・ ・ ・ ・ ・
第1節 生活ごみ(避難所ごみ、片付けごみ)の処理	・ ・ ・ ・ ・
第2節 再資源化	・ ・ ・ ・ ・
第3節 有害廃棄物・処理困難物等	・ ・ ・ ・ ・
第4節 集積場所及び一次仮置場の選別配置(例)	・ ・ ・ ・ ・
第5章 その他	・ ・ ・ ・ ・
第1節 平時の備え	・ ・ ・ ・ ・
第2節 歴史的遺産・文化財の取扱い	・ ・ ・ ・ ・
第3節 海岸漂着物の対策	・ ・ ・ ・ ・
第4節 仮設処理施設	・ ・ ・ ・ ・
第5節 環境対策・モニタリング	・ ・ ・ ・ ・
第6節 貴重品・思い出の品の取扱い	・ ・ ・ ・ ・
第6章 参考資料編(発災時マニュアル)	・ ・ ・ ・ ・
第1節 運営様式	・ ・ ・ ・ ・
第2節 連携協定等の活用	・ ・ ・ ・ ・
第3節 廃棄物処理法の特例制度	・ ・ ・ ・ ・

第1章 総 則

第1節 災害廃棄物処理計画の概要

1. 目的

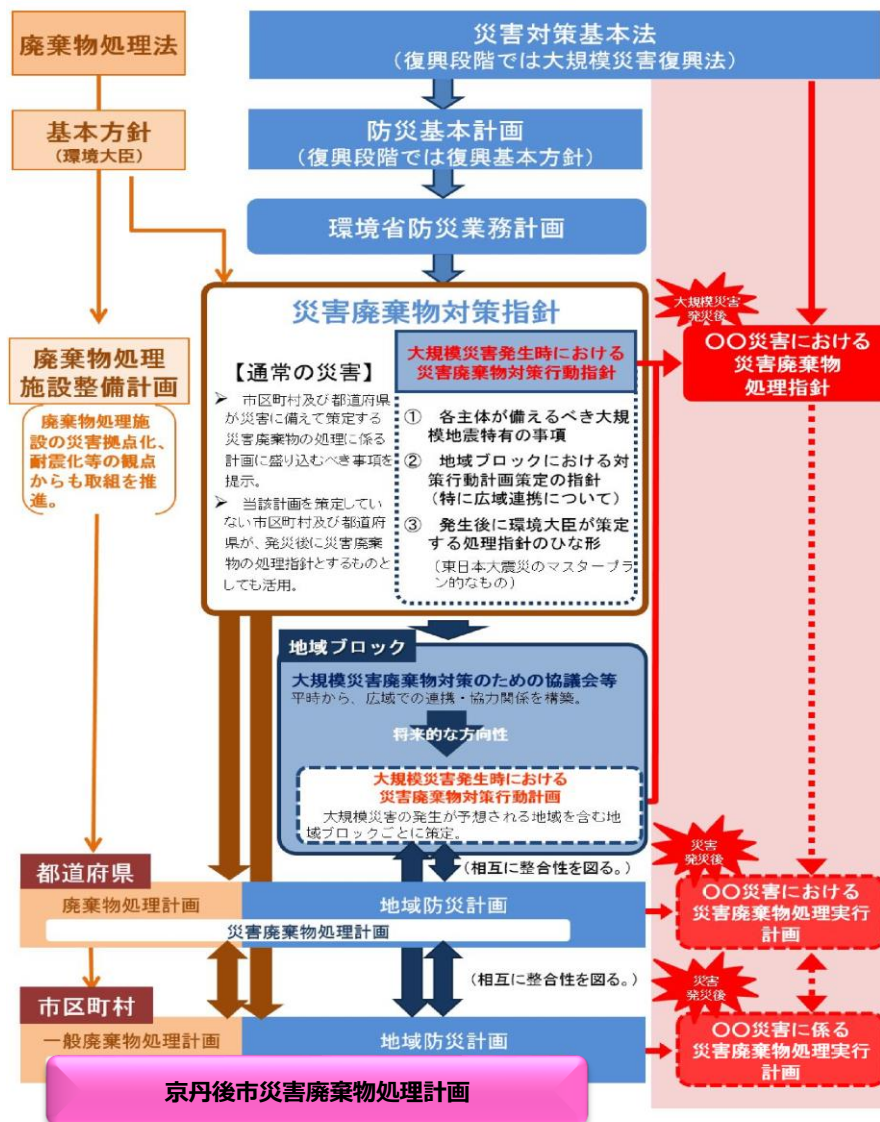
京丹後市災害廃棄物処理計画(以下「本計画」という。)は、平時の備え(体制整備等)や、災害により発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」という)を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として策定する。

2. 本計画の位置付け

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされ、本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針を踏まえ策定するもので、京都府災害廃棄物処理計画及び京丹後市地域防災計画と整合をとり、災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたものである。

一時的に大量のごみ排出が想定される災害発生時には、本計画に基づき着実に実施するとともに、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

図 1-1-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け



3. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については大規模地震対策措置法第2条第1号の定義通り、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

なお、災害の規模、種類、場所、時期等により、廃棄物の発生量や性状等が大きく異なり、個別特有の対応（多数の行方不明者が発生することによる人命救助のための災害廃棄物の撤去、局所的または広範囲に被害が及ぶ場合の対応、大量に発生する混合状態の災害廃棄物への対応等）が必要となるため、災害及び被災等状況を勘案し、適宜適用範囲を考慮する。

4. 主体の役割

(1) 市の役割

災害廃棄物処理は、本市が主体となって適切かつ迅速に行う。

(2) 事業者の役割

自己処理責任の下に適正に処理する。
市が行う災害廃棄物の処理に必要な協力を行う。

(3) 市民の役割

災害廃棄物の円滑な処理に協力する。

5. 府の役割

府は、人的支援・物的支援等を行うこととされている。

6. 国の役割

環被地支援を行うほか、処理方針等を定めて、全体の進捗管理を行う。
災害対策基本法に基づき、災害廃棄物の処理を代行することができるとされている。

7. 本計画の見直し

内容の変更が必要となった場合等、適宜見直しを行うこととする。

第2章 基本的事項

第1節 基本方針

市は、自らが被災することを想定し、平時の備え(体制整備等)や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を本計画にまとめる。

特に突発的に大規模な災害が発生した場合において一般廃棄物等処理施設の被害を最小限にとどめ、必要なごみ・し尿・がれき処理対策を適時適所に行き得ることを目標として、必要な環境整備を行う。

1. 衛生的かつ迅速な処理

2. 分別・再生利用の推進

3. 処理の協力・支援、連携

4. 環境に配慮した処理

第2節 組織・体制

1. 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴
災害応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)
復旧・復興		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)

2. 組織における体制構築

災害対策本部が設置され本部長が必要と認めたとき、又は平時の処理体制では十分に対応できない場合で市民環境部長が特に必要と認めたときは、災害対策本部衛生部又は市民環境部内に災害廃棄物処理対策チームを設置し、災害廃棄物の処理体制を整える。

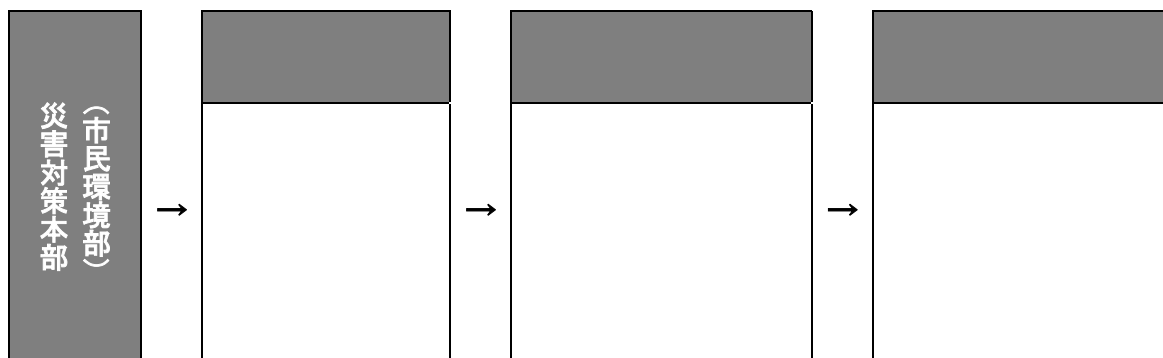
まず被災状況の把握に努め、関係部局との役割分担や庁外関係者からの受援を念頭に、廃棄物処理を行うための体制を構築する。

(1) 初動期

災害発生時の庁内での指示及び対応について以下の図に示す。

なお、災害対策本部衛生部長又は市民環境部長が特に必要と認めた場合には、特別体制を置く。

発災直後は、緊急車両等の通行の妨げとなる道路上の散乱物や道路を塞いでいる損壊建物等の撤去等を行う必要がある。災害廃棄物を搬送できる体制を整備するとともに、道路を担当する部局(国、府及び本市道路関係部署)と連携し、迅速な道路啓開に努める。



(2) 応急対応期

災害廃棄物現地調査終了後の組織体制は以下のとおりとする。災害発生後には、災害の規模、被災状況、職員の動員状況及び被災状況などを勘案し、応援要請を含めた組織体制の見直しを適宜行う。

なお、応急対応期の意志決定者は複数人で対応する。

【基本体制】

意思決定者	→	総合調整チーム	
	→	収集処理チーム	
	→	し尿収集処理チーム	

※損壊家屋解体やごみ撤去を要する場合、建築、土木の技術職員を含めて特別体制を構築する。

(3) 復旧期

災害廃棄物の撤去及び収集が一定収束した後の復旧期における体制は、仮置き場、分別・再資源化、仮設収集、処理施設等の復旧状況を踏まえて、組織体制の見直しを適宜行う。

3. 体制の構築に必要な業務

災害廃棄物処理に関する基本体制における主な業務は、原則として次表のとおりとする。

災害廃棄物処理対策チームにおいて、災害の規模や被災状況等を踏まえて速やかに関係部署間で協議の上、下記の各業務を分担して進めるとともに、チーム体制は処理状況等を踏まえて、適宜、見直しを行う。

表2-2-1 災害廃物処理体制における主な業務

項目	内 容
被災状況の把握	施設、交通状況、収集ルート of 被災状況、安全性確認
撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）
自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
発生量等	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計
資機材、仮設トイレ	必要資機材、仮設トイレ・簡易トイレの確保、設置
処理スケジュール 処理フロー（体系構築図）	処理スケジュールの検討、見直し 処理フローの作成、見直し
生活ごみ 避難所ごみ し尿等	生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集方針の決定 ・従来方針または方針の変更（片づけごみは混合しないようにする） 仮設トイレの設置（簡易トイレを含む） ・トイレトーパー、消臭剤や脱臭剤等の確保
仮置場	仮置場の必要面積の算定 仮置場の候補地の選定 受入に関する合意形成 仮置場の確保、避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保 仮置場の設置・管理・運営
処理体制の確保	処理・受入施設の復旧、保管先の確保（翌日からの集運搬開始を想定） 運転可能施設の運転、受入れ 収集運搬体制の確保、収集運搬の実施 最終処分場に関する合意形成、受入体制の確立 広域処理する際の輸送体制の確立 仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
分別・処理・再資源化	分別区分の決定 腐敗性廃棄物の優先的処理（腐敗物の処理は1か月以内） 被災自動車の移動（道路上などは前半時に対応）選別・破砕・焼却処理体制 の確保（可能な限り再資源化） 廃家電、被災自動車等の処理先の確保及び処理の実施 混合廃棄物、コンクリートがら、木くず等の処理
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮、感染性廃棄物への対策 所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全の確保、灯油・ガスボンベ・カセットボンベ・有機溶剤・バッテリー・PCB・トリクロロエチレン・フロンなどの優先的回収
各種相談窓口の設置	解体・撤去等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）
住民等への啓発広報	決定事項、収集体制等の住民等への啓発・広報
解体・撤去	関係部局と連携し倒壊の危険のある建物の優先解体を検討 解体が必要とされる建物の解体（設計、積算、現場管理等を含む）
環境対策、モニタリング、火災対策	火災防止策の検討・措置 環境モニタリングの実施 悪臭及び害虫防止対策、飛散、漏水防止策
復旧・復興	仮置場の復旧・返却 避難所の閉鎖、仮設トイレの撤去 仮設処理施設の解体・撤去

4. 体制の構築に必要とする廃棄物処理等衛生施設及び委託業務の状況

災害廃棄物処理に関する基本体制に要する主な施設及び委託業務は、原則として次表のとおりとする。

災害廃棄物処理対策チームにおいて、災害の規模や被災状況等を踏まえて速やかに関係部署間で協議の上、下記の被災及び被害状況の把握を分担して進めるとともに、チーム体制は、処理状況等を踏まえて、適宜、見直しを行う。

(1) 廃棄物処理等衛生施設の状況

表2-2-2 一般廃棄物処理等施設(令和6年1月現在)

施設名	施設概要	所在地	受入内容	処理能力 施設の容量

表2-2-3 一般廃棄物処理等施設の運営状況(令和6年1月現在)

施設名	運営管理者	運営責任者(役職)	施設連絡先	管理者連絡先

(2) 一般廃棄物処理等に係る収集・運搬の状況

表2-2-4 一般廃棄物処理等に係る収集・運搬の状況(令和6年1月現在)

処理区分	地域区分	受託者名	連絡先	処理区分
ごみ				
し尿				

(3) 一般廃棄物処理業の許可業者の状況

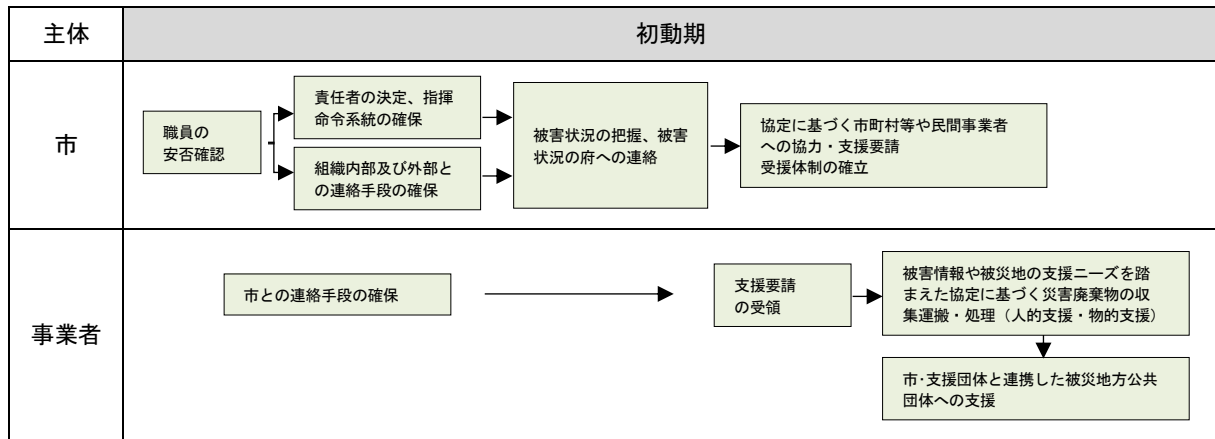
表2-2-5 一般廃棄物処理業の許可等に係る状況

5. 全体処理体系の構築

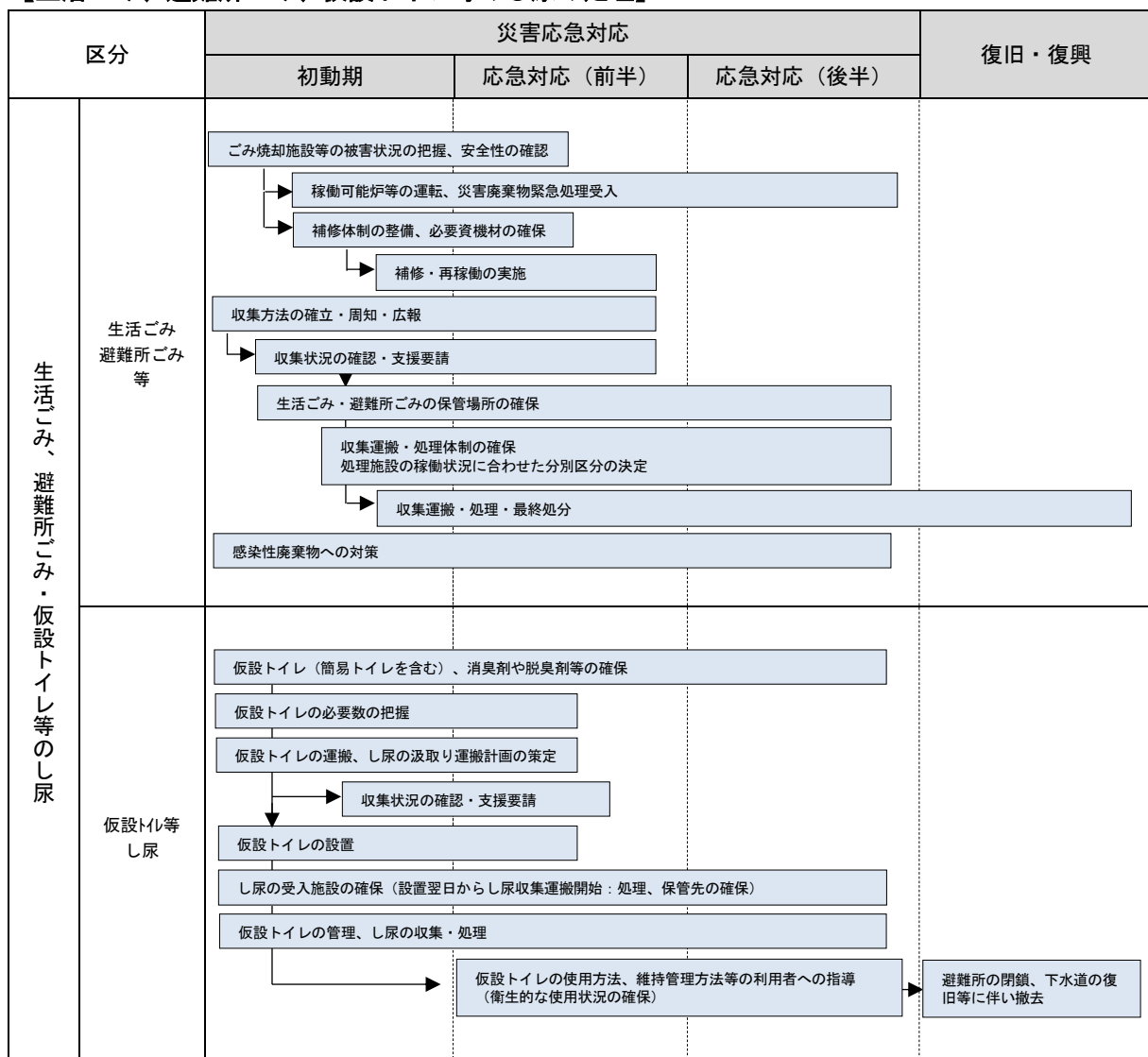
各主体は、「体制の構築、支援の実施」、「生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理」、「災害廃棄物の処理」の各フローから対応業務の流れや優先順位等を理解・認識し、行動する。

図2-2-1 対応業務フロー

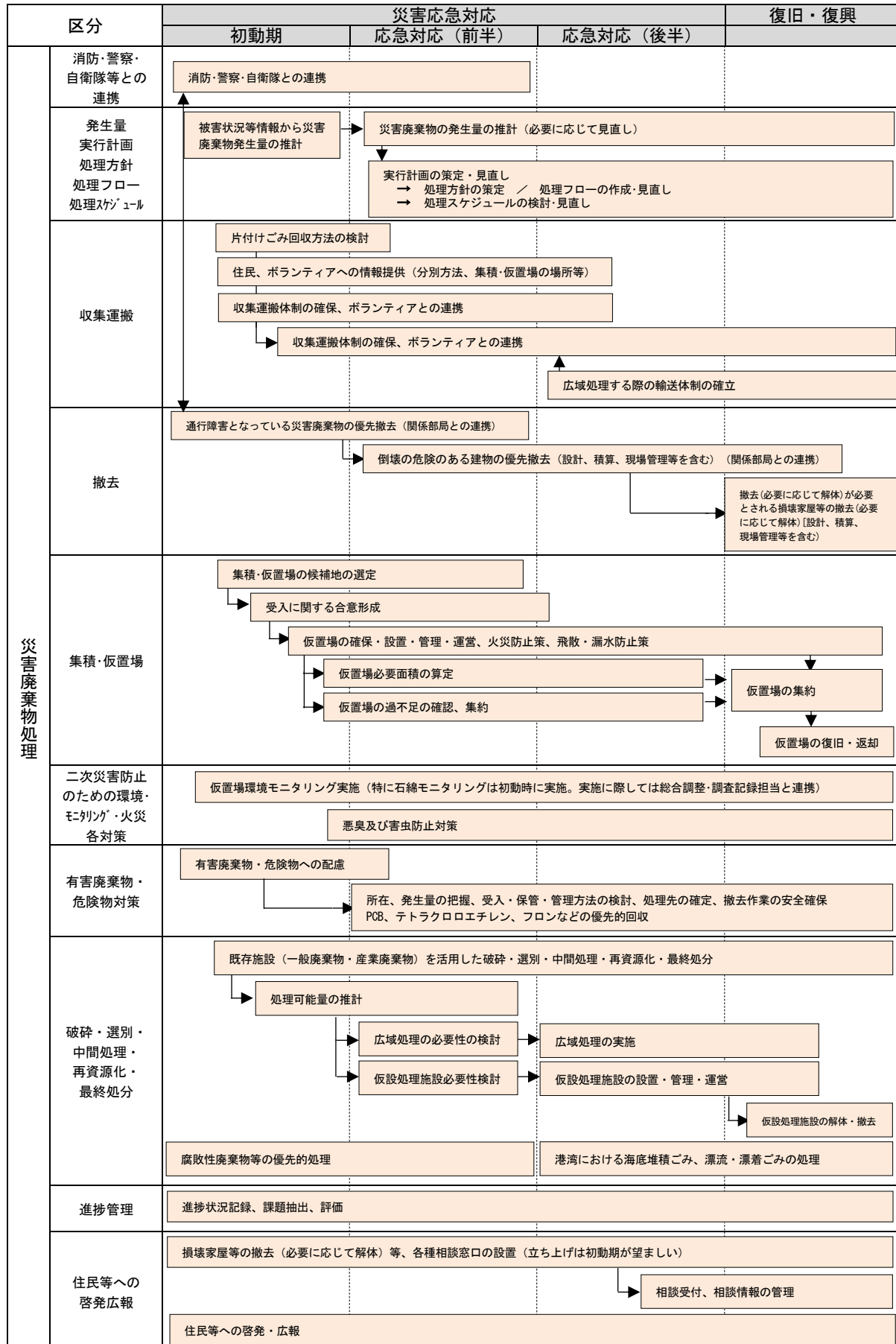
【初期体制の構築】



【生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理】



【災害廃棄物の処理】



6. 対策チーム設置時における全庁的対応

第3節 情報収集及び共有

1. 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理の基礎情報とするため、災害対策本部等から情報を収集し、災害廃棄物処理対策チーム内において情報共有するとともに、関係者に周知することとする。

表2-3-1 災害対策本部から収集する情報の内容

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的

2. 京都府との情報共有

京都府との連絡手段を確保し、廃棄物処理施設の被災状況、仮置場整備状況、腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況等について、京都府に報告する。

表2-3-2 京都府との情報共有

区分	報告事項	目的

3. 関係者との情報共有

(1) 近隣市町等との情報共有

府との連絡手段の確保と同様に、近隣市町等との連絡手段を確保し、表 2-3-3 のとおり情報の共有に努めることとする。

表2-3-3 近隣市町等との情報共有

項目	対象	内容

(2) 庁内関係各課との連絡・調整

災害廃棄物の処理を進めるうえで必要と思われる事項については、関係各課との連絡・調整を行うこととする。

(3) 民間業者との連絡・調整

災害対策に関する応援協定を締結している民間業者等と連絡を取り、情報交換及び対策に向けての調整を行うこととする。

第4節 協力・支援体制

1. 自衛隊・警察・消防との連携

2. 府・国及びその他自治体等との連携

(1) 国及び府の協力支援

(2) 事務委託、事務代行

3. 広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、府への事務委託(地方自治法第252条の14)を含めて広域処理を検討する。

(1) 広域連携の考え方

被害の規模や災害廃棄物の発生量等を考慮した上で、自区域内での処理が困難と判断される場合には、広域処理や仮設処理施設の設置も含めて検討し、できる限り早期の処理完了を目指す。

4. 災害ボランティアとの連携

大規模災害時には、柔軟できめ細かい対応が可能な災害ボランティアによる支援が必要となる。

そのため、平時より、ボランティア派遣の窓口と適切な協力のあり方について調整を図る。

(1) 災害ボランティアの要請

災害時における災害ボランティアとの連携については、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間などを明示して要請する。

(2) 災害ボランティアに係る留意事項

災害ボランティアには、災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返却等の作業を要請する。

第5節 住民等への啓発・広報

1. 事前広報の実施

災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や事業者の理解は欠かせないものであり、平時の意識が災害時にも生きてくる。このため、以下に掲げる点に留意し、日頃から啓発等を継続的に実施する。

2. 被災時、被災者に対する災害廃棄物に係る啓発・広報の実施

具体的な啓発・広報として次の内容が考えられる。

- ① 災害廃棄物の対象、その排出方法及び収集方法
- ② 集積場・仮置場の場所、設置状況(期間・時間)、及び搬入に際してのルール
- ③ 有害・危険物の取扱方法
- ④ 家電4品目の排出方法
- ⑤ 腐敗性廃棄物等の排出方法、生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底
- ⑥ ボランティア支援依頼窓口
- ⑦ 市区町村への問合せ窓口
- ⑧ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

3. 啓発・広報を行う時期

- ① 発災直後は、緊急情報(危険物及び有害物の情報)に限って発信する。
- ② 発災翌日以降は、有害・危険物の取扱い、集積場所、仮置場の場所、仮設トイレ設置場所、分別・収集体制、不法投棄の防止、相談窓口等について、避難者や市民に周知する。
- ③ 集積場、仮置場の設置及び運営体制が整備できるまでは、市民に対し廃棄物はできるだけ自宅保管とし、安易に道路上や公園などに排出しないように周知する。
- ④ 災害廃棄物の収集が本格化し始めたら、より具体的な情報を提供する。

4. 啓発・広報の手段

市民への啓発・広報の手段として、防災行政無線、市ホームページ、SNS、広報紙、広報車、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用する。

第3章 災害廃棄物処理

第1節 災害廃棄物の処理

1. 発災時における廃棄物処理の基本的な対応

処理区分	対応
ごみ・がれき 等処理対策	
し尿処理対策	

2. 発災後における廃棄物処理の基本的な流れ

3. 災害廃棄物処理実行計画の策定

4. 災害時に発生する廃棄物

5. 処理フロー

第2節 処理主体

1. 市による処理

- (1) 本市の廃棄物処理施設での処理
- (2) 民間処理施設における処理
- (3) 仮設の中間処理施設の設置又は広域処理
- (4) 倒壊家屋等の撤去

2. 事業所における廃棄物

3. 公共施設等における廃棄物

第3節 集積場・仮置場

1 集積場・仮置場の分類及び役割

(1) 集積場

個人の生活環境・空間の確保・復旧のため、必要に応じて被災住民が被災家屋等から排出した災害廃棄物を一時的に集積する場所として、集積場を地区などの地域ごとに設置する。集積場の分類及び役割は表3-3-1のとおりとし、各地区は集積場候補地を地区内に定めるように努めるものとする。

表3-3-1 集積場の役割

分類	役割
集積場	・被災者が災害廃棄物を直接搬入できる場所を想定する。 ・手作業による簡単な分別作業を行うが、重機による作業は行わない。 ・場所は、地区等ごとに設置する。

(2) 仮置場

処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を、生活圏内から速やかに移動させ、一時的に保管するための「一次仮置場」と、災害が大規模のときに、処理施設での処理等が円滑に進むよう、機械選別や再資源化を行うための「二次仮置場」がある。

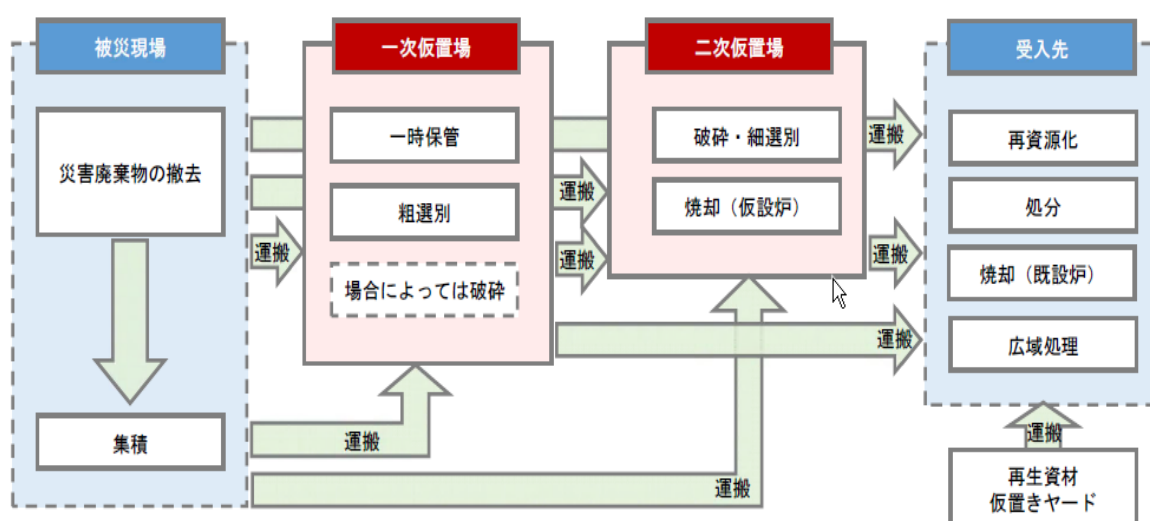
なお、仮置場に搬入する廃棄物は災害廃棄物のみとし、生活ごみ・避難所ごみ等の腐敗性廃棄物の受入は行わない。

市は、各町一以上の一次仮置場の候補地を、当該地所管部門との合意形成の上定めるものとする。

表3-3-2 仮置場の役割

分類	役割
一次仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う。
二次仮置場	一次仮置場から搬出した災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設による中間処理を行う場所。一次仮置場で分別ができない場合等、災害の規模等に応じて必要と認められる場合に設置する。

図3-3-1 集積場・仮置場の役割



※被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。

※再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

2 仮置場での保管及び選別

一次仮置場に搬入した撤去ごみや住民等により搬入された片付けごみは、順次、粗選別などを行い、それぞれの処分先へ搬出する。

処分先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合には、二次仮置場を設置又は民間処理施設を活用して、さらに破碎・細選別等の中間処理を行う。

3 集積場所、仮置場の管理・運営における留意事項

集積場所及び仮置場の運営・管理における留意事項とその対策は表3-3-4のとおり。

表3-3- 集積場所、仮置場の管理・運営における留意事項

留意事項	対策
飛散防止	・可能な範囲で散水の実施 ・周辺への飛散防止ネットや囲いの設置 ・フレコンバック等への保管
汚水の土壌浸透・公共水域流出防止	・仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋める等の腐敗防止
悪臭防止	・生ごみの搬入禁止 ・腐敗性廃棄物の分別と優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
発火・火災防止	・置や木くず、可燃混合物等の積み上げ高さ制限、長期保管は極力避ける。 ・危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制 ・可燃混合物が重積される場合、排熱措置やガス検知の措置を検討するとともに、パイプを通した定期的モニタリングを実施

4 集積場所・仮置場の復旧

集積場所・仮置場を復旧する際は、土地の安全性を確認し、原状回復に努める。また、迅速な処理終結のために、復旧ルールを検討する。

第4節 収集運搬

1. 収集運搬計画に基づく実施

平時より災害時の収集運搬体制を検討するとともに、災害時は市民による災害廃棄物の分別協力及び生活環境の衛生保全を原則として、効率的な収集方法（戸別収集及び集積場収集、仮置場への搬入）を決定する。

(1) 収集運搬計画の策定・見直し

(2) 収集・運搬の実施

表3-4-1 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項(例)

検討区分	検討事項

表3-4-2 腐敗性廃棄物

第5節 し尿処理

1. し尿処理対策に関する基本方針

2. し尿処理対策計画の策定

3. 仮設トイレ設置計画の策定

4. 仮設トイレの種類・必要数・備蓄数

5. 収集・運搬

(1) し尿収集車両数

(2) 収集量の推計

6. し尿処理体制

市域全体で収集したし尿については、し尿前処理施設に投入することを原則とするが、施設の損壊や著しく収集効率が悪い等の場合は、上下水道部と協議を行い対応する。

第4章 選別・分別

第1節 生活ごみ(避難所ごみ、片付けごみ)の処理

1. 生活ごみ

生活ごみの収集・運搬・処理は、平常時のとおり行うこととし、ごみステーションに避難所ごみや片付けごみ等を排出することを禁止し、一方、集積場・仮置場では生活ごみを受け入れない。生活ごみと災害廃棄物を混在して排出しないように、住民への周知を徹底する。

2. 避難所ごみ

避難所ごみは、公衆衛生の確保及び生活環境保全の観点から、可能な限り発災直後から迅速かつ適正に処理する必要がある。

なお、資源ごみや不燃ごみ等、衛生面に問題のない廃棄物については、処理体制が復旧するまでは、原則として避難所に保管することとする。

3. 片付けごみ

(1) 発生時期

片付けごみとは、全壊・半壊を免れた家屋や浸水により被害を受けた家屋などから発生するもので、具体的には、破損したガラス食器類、瓦、ブロック、畳、家具、家電などを指す。

(2) 片付けごみに関する注意事項

片付けごみの分別排出ルールについて平時より決定し、住民へのルールの周知・徹底に努める。

第2節 再資源化

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の長寿命化に繋がるとともに、処理期間の短縮などに有効である。

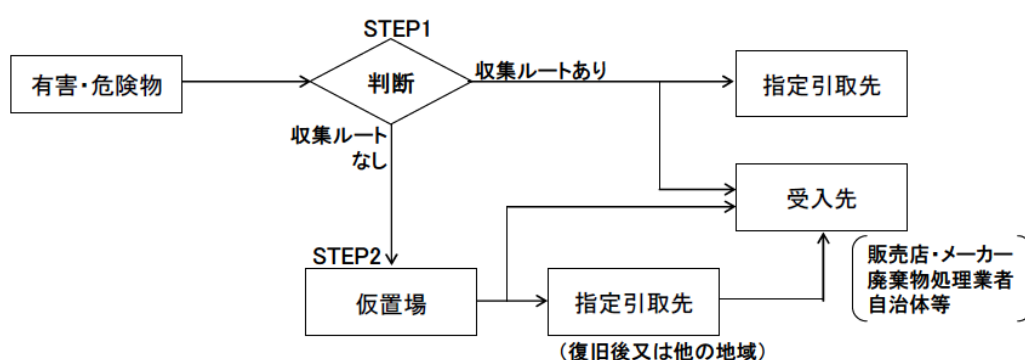
第3節 有害廃棄物・処理困難物等

1. 有害・危険物処理の流れ

災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場の選別作業時に有害廃棄物・処理困難物を発見したときは、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その場での引き渡しが困難な場合は、仮置場に一時保管する。

図4-3-1 有害・危険物処理フロー

【処理フロー】



出典:「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技24-15】個別有害・危険製品の処理(平成31年4月改定、環境省)

2. 有害廃棄物・処理困難物等の分類と処理方針

表4-3-1 有害廃棄物・処理困難物等の分類と処理方針

種類	処理方針
石綿(アスベスト)	
廃PCB及びPCB 廃棄物	
その他有害物及 び危険物	

3. 有害・危険製品の収集・処理方法

表4-3-2 有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目	収集方法	処理方法

表4-3-3 有害・危険製品の収集・処理に関する注意事項

種類	注意事項
農薬	
塗料ペンキ	
廃電池類	
廃蛍光灯	
高圧ガスボンベ	
カセットボンベ・	
消火器	

第4節 集積場所及び一次仮置場の選別配置(例)

第5章 その他

第1節 平時の備え

第2節 歴史的遺産・文化財の取扱い

本市には、歴史的遺産・文化財等が多数存在することから、これらの歴史的遺産・文化財等が被災したときは、他の災害廃棄物と混在しないような措置を行い、保護・保全に努めるものとする。

第3節 海岸漂着物の対策

風水害等の災害時には、沿岸部に大量の廃棄物が漂着することが想定されるため、市は海岸管理者、港湾管理者及び漁港管理者と互いに連携し、災害廃棄物に関する各種災害制度を的確に運用することで、適切かつ迅速な対応を実施する。

第4節 仮設処理施設

保有している処理施設だけでは処理が不可能な場合や能力が不足する場合には、近隣市町又は民間事業者等に応援を要請するが、それでも対応が不可能と判断される場合には、仮置場などに仮設の処理施設を設置し、処理能力の不足分を補完する。

第5節 環境対策・モニタリング

廃棄物の処理現場(建物の解体現場や仮置場など)における労働災害や、周辺住民の生活環境への影響を防止するため、必要に応じてモニタリングを実施する。

モニタリングを行う環境項目やスケジュールについては、被災状況を踏まえて設定することとし、現場の状況に応じて見直しを行う。

第6節 貴重品・思い出の品の取扱い

災害廃棄物を撤去するにあたり、貴重品や思い出の品は、ボランティア団体と連携し可能な限り所有者等に引き渡す機会を提供するものとする。